

件名

銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条ただし書及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であって銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの第一条第十一号ただし書に規定する金融庁長官が別に定める比率の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条ただし書及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であつて銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの第一条第十一号ただし書に規定する金融庁長官が別に定める比率（令和二年金融庁告示第三十四号）の一部を次のように改正し、令和四年三月三十一日から適用する。

令和四年三月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(総エクスポージャーベース外部TLAC比率)</p> <p>第二条 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であつて銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの(以下この条において「銀行持株会社TLAC告示」という。)第一条第十一号ただし書に規定する金融庁長官が別に定める比率は、次の各号に掲げる国内処理対象銀行持株会社(銀行持株会社TLAC告示第一条第八号に規定する国内処理対象銀行持株会社をいう。)について当該各号に定める比率とする。</p> <p>一 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 六・七五パーセント</p> <p>二 株式会社みずほフィナンシャルグループ 六・七五パーセント</p> <p>三 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 六・七五パーセント</p> <p>附 則</p> <p>(この告示の失効)</p> <p>2 この告示は、令和六年三月三十一日限り、その効力を失う。</p> | <p>(総エクスポージャーベース外部TLAC比率)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>一 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 六パーセント</p> <p>二 株式会社みずほフィナンシャルグループ 六パーセント</p> <p>三 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 六パーセント</p> <p>附 則</p> <p>(この告示の失効)</p> <p>2 この告示は、令和四年三月三十一日限り、その効力を失う。</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | |